

(証券コード 4619)
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都北区王子三丁目23番2号

日本特殊塗料株式会社

代表取締役社長 酒井 万喜夫

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（3頁～4頁）をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号 北とびあ 16階
王子東武サロン 天覧の間

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第112期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案** 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nttoryo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も監査しております。
 - ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正する必要がある場合は修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nttoryo.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、欧米を中心に堅調さを維持しているものの、米国の保護主義的政策、中東や東アジア等での国際的緊張の高まりなど、世界経済の先行きは不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループの売上高は、自動車製品関連事業を中心とした国内外での受注増加により572億6千万円（前期比19.3%増）となりました。

損益面につきましては、売上増収に対応し生産性の向上に努めましたが、原材料価格の高騰、新規部品生産立上げ費用や固定費の増加により営業利益は32億8千6百万円（前期比3.9%増）、経常利益は58億8千1百万円（前期比12.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億6千万円（前期比17.1%減）となりました。

なお、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に持分法による投資利益が前期比で減少すること（前期は米国関連会社における固定資産売却益9億6千万円を計上）等により、前期を下回っております。

事業のセグメント別状況

〔塗料関連事業〕

当セグメントの業績につきましては、売上高は工事関連売上が堅調に推移し、前期比増収を牽引しましたが、セグメント利益は原材料価格の高騰、固定費増加により前期を下回りました。

品種別売上高につきましては、建築・構築物用塗料のうち、床用塗料が新規顧客の確保、拡販等により前期比0.6%増加しました。一方、国内需要の低迷、機能性塗料の多様化等に起因する競争激化の影響から、防水用塗料は前期比2.7%減少し、屋根用塗料は前期比8.0%減少しました。

工事関連売上の集合住宅大規模改修工事につきましては、工事契約物件の増加や工事の順調な進捗により前期比28.5%増と大きく伸ばしました。

この結果、当セグメントの売上高は161億2千4百万円（前期比5.9%増）、セグメント利益は4億4千8百万円（前期比37.2%減）となりました。

〔自動車製品関連事業〕

当セグメントの業績につきましては、売上高は国内外で新規部品を中心に受注が増加し、前期を大きく上回りました。セグメント利益についても、大幅な増収により前期を上回りましたが、新規部品生産立上げ費用や固定費の増加など売上原価の高止まりでセグメント利益率は低下しました。

品種別売上高につきましては、主力製品の吸・遮音材が、当社グループにとって新規部品となる自動車用フロアカーペット等の受注増加により前期比39.6%増と大きく伸張しました。

また、制振材は前期比4.7%増、防錆塗料は前期比3.2%増、原材料輸出等のその他売上は前期比13.4%増といずれも前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は411億2千2百万円（前期比25.5%増）、セグメント利益は28億3千万円（前期比16.0%増）となりました。

〔その他〕

保険代理業の売上高は1千3百万円（前期比1.9%減）となりました。

（注）各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高消去後の数値を記載しております。

セグメント別売上高

（百万円未満切捨表示）

区分	前連結会計年度 （平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）		当連結会計年度 （平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
塗料関連事業	百万円 15,220	% 31.7	百万円 16,124	% 28.2	百万円 903	% 5.9
自動車製品関連事業	32,763	68.3	41,122	71.8	8,358	25.5
その他	13	0.0	13	0.0	△0	△1.9
合計	47,998	100.0	57,260	100.0	9,261	19.3

（注）1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 設備投資および資金調達状況

設備投資につきましては、国内外において、主に自動車製品関連事業での新規受注に伴う生産能力の増強や生産性の向上に向けた投資を行った結果、当連結会計年度における設備投資の総額（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）は85億2千3百万円となり、前期比16億9千万円増加いたしました。

投資内訳としましては、生産設備関連に78億2百万円、生産設備以外に7億2千万円の資金を投入いたしました。

生産設備の主な内容は、自動車製品関連事業の吸・遮音材他、生産設備の増強および更新に37億9千9百万円、愛知工場の新工場建設に16億8千9百万円、金型の製作投資11億5千8百万円、塗料関連事業の製造設備の増強および更新に1億3千2百万円となっております。

生産設備以外の主な内容は、研究開発部門における新製品開発のための試験機器等の取得およびITシステムへの投資であります。

なお、必要資金は一部銀行借入による調達を除き、内部留保をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、明確な長期ビジョンのもと、以下の経営の基本戦略を着実に遂行することで、中長期的な成長と企業体質の強化を図ってまいります。

(1) 国内事業の収益性強化

① コスト低減による競争力強化

原材料の統廃合による価格低減および配合原低の推進によるコスト低減を進め、競争力を強化してまいります。

② 高付加価値製品の展開によるシェア拡大

当社の強みである低価格・軽量化・環境対応を主眼に、両事業において他社に対し差別化できる高付加価値製品の販売増強を推進し、業界シェアを拡大してまいります。

③ 生産効率化と品質向上の推進

工場の生産体制を見直し、効率化を一層推進するとともに、基本動作の徹底、なぜなぜ運動による真の原因追求・恒久対策実施により、品質向上を確立してまいります。

(2) ニットクラシさ・強みの追求

① 「技術のニットク」の強化

両事業部門の研究開発のシナジー効果を発揮するとともに、ニットクラシさ・強みを生かした高機能・高付加価値製品を開発してまいります。革新的な生産工法と材料技術の具現化により、他社と差別化した製品を開発してまいります。

② 新規事業への取り組み強化

自動車の防音技術を生かし、住宅用各種防音製品を開発し、販売体制・ルートを新たに構築することで、防音に関する個人へのトータルソリューションビジネスを展開してまいります。さらに、当社の強みである幅広い顧客層に対し、ニーズに応じた各種防音材ビジネスを展開してまいります。

(3) グローバル展開の加速

オートニウム・海外JVとの連携強化により、中国・アセアンを主体とした新興国市場での生産・販売体制を増強し、業績拡大を目指してまいります。自動車メーカーのグローバル展開に対応し、北米・欧州・アジアの三極での戦略を推進してまいります。

(4) 経営の質の向上

① 人財（材）育成

若手の登用、人事交流、シニアの専門性活用などにより、多様な人財の活性化を推進するとともに、グローバル人財の育成加速を進めてまいります。また、チャレンジを支える仕組みづくりを進めるとともに、従業員満足度をはかり、働き甲斐がある活力に満ちた企業風土づくりを目指し、当社の良きDNAを次世代に継承してまいります。

② コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスを徹底するとともに、グループ全体での内部統制体制の強化、多面的なリスクマネジメントを推進してまいります。

③ 企業の社会的責任（CSR）の推進

さまざまな社会的課題の解決に寄与する製品・サービスを提供する企業、さまざまなステークホルダーとの係わりを大切にする企業を目指してまいります。環境との調和ある成長を経営の最重点課題のひとつと位置づけ、環境に配慮しつつ機能性を追求し、環境保全、そして快適な社会づくりに貢献してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	第109期	第110期	第111期	(当連結会計年度) 第112期
売 上 高	39,570百万円	43,812百万円	47,998百万円	57,260百万円
経 常 利 益	4,036百万円	5,533百万円	6,741百万円	5,881百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,029百万円	3,966百万円	4,778百万円	3,960百万円
1株当たり当期純利益	137円00銭	179円37銭	216円11銭	179円12銭
総 資 産	53,428百万円	56,894百万円	66,987百万円	77,043百万円
純 資 産	31,385百万円	34,235百万円	39,539百万円	43,674百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニットクメンテ株式会社	100百万円	85.50%	建物改修工事の請負
日晃工業株式会社	487百万円	85.91%	自動車用防音材の製造
武漢日特固防音配件有限公司	89百万元	52.51%	自動車用防音材の製造
株式会社タカヒロ	100百万円	50.00%	自動車用防音材の製造
PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM	18百万米ドル	45.00%	自動車用防音材の製造

当社の連結子会社は（上記重要な子会社を含め）9社であり、持分法適用会社は8社であります。

- ③ その他
技術提携の主要な相手先は、スイス国 Autoneum Holding AGであります。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

- 塗料関連事業 建築・構築物用塗料、航空機塗料、窯業建材用、DIY用製品
および各種防音材料（自動車用を除く）の製造販売、ならび
に建物改修工事請負
- 自動車製品関連事業 自動車用防音材各種および防錆材、シーラントその他自動車
塗料製品の製造販売、ならびに音響コンサルタント等

(7) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都北区王子三丁目23番2号

開発本部 東京都北区豊島八丁目16番15号

工場および営業所

工場

平塚工場（神奈川県平塚市）

静岡工場（静岡県御前崎市）

愛知工場（愛知県知立市）

広島工場（広島県東広島市）

東九州工場（福岡県行橋市）

九州工場（佐賀県三養基郡みやき町）

営業所

塗料事業本部

東京営業所（東京都北区）

平塚営業所（神奈川県平塚市）

名古屋営業所（愛知県知立市）

大阪営業所（大阪府吹田市）

広島営業所（広島県東広島市）

福岡営業所（佐賀県三養基郡みやき町）

DIY販売部（東京都足立区）

自動車製品事業本部

営業統括部（東京都北区）

東日本第1営業所（神奈川県平塚市）

東日本第2営業所（群馬県館林市）

中日本営業所（愛知県知立市）

西日本営業所（広島県東広島市）

東九州出張所（福岡県行橋市）

② 子会社

ニットクメンテ株式会社（東京都北区）

日晃工業株式会社（茨城県坂東市）

武漢日特国防音配件有限公司（中国湖北省武漢市）

株式会社タカヒロ（広島県東広島市）

PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM（インドネシア西ジャワ州カラワン）

(8) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
1,106（574）	+36（+105）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、期間雇用、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いて記載しております。

(9) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,245百万円
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	1,226
株式会社三井住友銀行	1,110
株式会社みずほ銀行	928

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約(15億円)を締結しております。
- 当期末における貸出コミットメントに係る借入実行額はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,193,024株（自己株式1,418,176株を除く。）
- (3) 株主数 2,695名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A U T O N E U M H O L D I N G A G	31,151百株	14.04%
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	18,677	8.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,131	5.92
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,788	3.96
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,560	3.41
株 式 会 社 中 外	7,267	3.27
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	7,054	3.18
ニ ッ ト ク 親 和 会	5,132	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,119	2.31
株 式 会 社 ヒ ロ タ ニ	4,990	2.25

(注) 当社は自己株式1,418,176株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における職務執行の対価として当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	野 島 雅 寛	UGN, Inc. 代表取締役会長 日特固（広州）防音配件有限公司董事長 天津日特固防音配件有限公司董事長 武漢日特固防音配件有限公司董事長
代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	酒 井 万 喜 夫	株式会社ニットクシーケー代表取締役社長 株式会社タカヒロ代表取締役社長
代表取締役専務 最高財務責任者 (CFO)	田 谷 純	業務本部長 (兼) 法令遵守室長 日晃工業株式会社代表取締役会長 ニットク商工株式会社代表取締役社長 株式会社ニットク保険センター代表取締役社長 富士産業株式会社代表取締役社長
取 締 役	水 野 賢 治	塗料事業本部長
取 締 役	山 口 久 弥	開発本部長
取 締 役	遠 田 比 呂 志	自動車製品事業本部長 (兼) 原価管理部長 大和特殊工機株式会社代表取締役社長
取 締 役	安 井 芳 彦	海外事業部長
取 締 役	土 井 義 彦	塗料事業本部東日本エリア営業統括 ニットクメンテ株式会社代表取締役社長
取 締 役	奈 良 道 博	弁護士 セイコーエプソン株式会社社外取締役 (監査等委員) 王子ホールディングス株式会社社外取締役 蝶理株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	矢 部 耕 三	弁護士、弁理士
常 勤 監 査 役	川 名 宏 一	
監 査 役	高 橋 善 樹	弁護士
監 査 役	松 藤 育	公認会計士、日本オラル株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役奈良道博氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役矢部耕三氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 監査役高橋善樹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋善樹氏は、弁護士の資格を有しており、法務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松藤斉氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役松藤斉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度の取締役および監査役の異動
平成29年6月23日開催の第111期定時株主総会において、土井義彦、矢部耕三の両氏は取締役を選任され、就任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を採用しております。平成30年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	西 岡 寿 美	塗料事業本部西日本エリア営業統括 (兼)九州工場長
執行役員	南 雲 三 智 夫	自動車製品事業本部営業統括部長 (兼)東日本第2営業所長
執行役員	立 花 哲 弥	塗料事業本部開発営業統括
執行役員	鈴 木 裕 史	塗料事業本部工場統括(兼)平塚工場長
執行役員	中 村 信	海外事業部付部長 武漢日特固防音配件有限公司出向
執行役員	栗 原 洋 幸	愛知工場長(兼)中日本営業所長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (内、社外)	10名 (2)	304百万円 (12)	平成18年6月23日開催の第100期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額3億5千万円以内、監査役分が年額6千万円以内であります。
監 査 役 (内、社外)	3 (2)	32 (10)	
計 (内、社外)	13 (4)	336 (22)	

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	奈 良 道 博	弁護士 セイコーエプソン株式会社社外取締役(監査等委員) 王子ホールディングス株式会社社外取締役 蝶理株式会社社外取締役(監査等委員)
	矢 部 耕 三	弁護士、弁理士
社 外 監 査 役	高 橋 善 樹	弁護士
	松 藤 齊	公認会計士、日本オラクル株式会社社外取締役

(注) 兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	奈 良 道 博	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じて適宜、主に弁護士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。
	矢 部 耕 三	就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、必要に応じて適宜、主に弁護士・弁理士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	高 橋 善 樹	当事業年度に開催された取締役会12回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて適宜、主に弁護士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。
	松 藤 齊	当事業年度に開催された取締役会12回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて適宜、主に公認会計士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア) 当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要な不可欠であるとの認識のもと、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料行動規範」および法令遵守規程を定める。
- イ) 取締役会は、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令および定款に反する行為の未然防止に努める。
- ウ) 取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- エ) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として法令遵守室を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- オ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を、法令遵守規程および内部通報規程に定め、その整備・運用を行う。
- カ) 監査役は、当社のコンプライアンス体制および内部通報体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア) 取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程等に基づき、文書等の保存を10年間行う。保存は極力電子媒体に保存するとともに、検索性の高い状態で管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- イ) 情報の管理については、情報セキュリティや内部情報管理に関する諸規程、個人情報保護に関する基本方針を定めて、適正に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア) 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。
 - ・主力製品等の事業展開に係るリスク
 - ・財政状態、経営成績の変動に係るリスク
 - ・海外での事業活動に係るリスク
 - ・自然災害に係るリスク

- イ) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速かつ適切な対応により、事態の把握と損害の発生・拡大の防止に努める。また、事業継続に重大な影響を与える事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の構築・運用により、事業への影響を最小限に止める体制を整える。
 - エ) 化学メーカーとして重要な課題である「環境」と「安全」については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「安全衛生管理委員会」「製品安全管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - イ) 取締役会は、経営機構および各取締役の管掌業務を定め、各取締役は、取締役職能内規、職制規程等に基づき、それぞれの業務執行を行う。
 - ウ) 取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため執行役員を選任する。また、取締役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。さらに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論を行う。
- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア) 当社、およびその子会社・主要な関連会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、「日本特殊塗料行動規範」を基礎に、各社が取締役および使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - イ) グループ会社の経営管理については、各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ会社の健全性および効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を定める。
 - ウ) グループ会社における経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。

- エ) 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
 - オ) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役、監査役および使用人は、監査室または法令遵守室に速やかに報告するものとする。監査室および法令遵守室は、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べるることができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
 - イ) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - イ) 内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
 - ウ) 代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図るものとする。
 - エ) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
 - オ) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
 - カ) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ア) 当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す。

- イ) 当社は、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない。また、その旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図る。
- ウ) 反社会的勢力に関する相談・通報窓口を法令遵守室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

取締役会では、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役が相互に職務執行状況を監視・監督しております。なお、当社は社外取締役2名を選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

② 監査役の職務の執行について

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換等を行い、適宜経営に対する助言や提言を行っております。また、監査役は、取締役会のほか常務会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について厳正な監査を行っております。

③ リスク管理体制について

危機管理委員会や「環境」と「安全」を専管する各種委員会等において、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの特定、把握、分析や対応策の検討等を行っております。また、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の推進組織を整備し、事業継続の実効性を確保するための教育・訓練・演習等の各種施策を行っております。

④ 内部監査の実施について

内部監査部門である監査室は、作成した内部監査計画に基づき、各部門および子会社の業務監査等を行い、代表取締役および監査役に監査結果を報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	29,825	流動負債	22,715
現金及び預金	7,760	支払手形及び買掛金	12,412
受取手形及び売掛金	12,981	短期借入金	3,067
電子記録債権	3,974	未払法人税等	510
商品及び製品	1,573	役員賞与引当金	91
仕掛品	600	その他	6,634
原材料及び貯蔵品	1,138	固定負債	10,653
繰延税金資産	448	長期借入金	4,966
その他	1,355	退職給付に係る負債	4,090
貸倒引当金	△7	その他	1,595
固定資産	47,217	負債合計	33,368
有形固定資産	25,044	純資産の部	
建物及び構築物	8,234	株主資本	34,594
機械装置及び運搬具	7,555	資本金	4,753
土地	4,695	資本剰余金	4,237
その他	4,559	利益剰余金	26,103
無形固定資産	1,191	自己株式	△499
その他	1,191	その他の包括利益累計額	5,645
投資その他の資産	20,981	その他有価証券評価差額金	5,383
投資有価証券	19,117	為替換算調整勘定	309
長期貸付金	322	退職給付に係る調整累計額	△48
繰延税金資産	102	非支配株主持分	3,434
その他	1,475	純資産合計	43,674
貸倒引当金	△35	負債及び純資産合計	77,043
資産合計	77,043		

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		57,260
売 上 原 価		44,663
売 上 総 利 益		12,597
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,311
営 業 利 益		3,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	248	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,371	
そ の 他	125	2,746
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	110	
為 替 差 損	18	
そ の 他	22	151
経 常 利 益		5,881
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
受 取 保 険 金	23	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	101	125
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	209	
減 損 損 失	28	237
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,769
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,152
法 人 税 等 調 整 額		△134
当 期 純 利 益		4,750
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		790
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,960

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,753	4,362	22,853	△497	31,472
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△710		△710
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△125			△125
親会社株主に帰属する当期純利益			3,960		3,960
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△125	3,250	△2	3,121
当 期 末 残 高	4,753	4,237	26,103	△499	34,594

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,037	428	△175	5,290	2,775	39,539
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△710
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△125
親会社株主に帰属する当期純利益						3,960
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	346	△118	127	354	658	1,012
当期変動額合計	346	△118	127	354	658	4,134
当 期 末 残 高	5,383	309	△48	5,645	3,434	43,674

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,891	流動負債	17,971
現金及び預金	4,374	支払手形	416
受取手形	1,698	設備支払手形	2,470
電子記録債権	3,940	電子記録債務	3,511
売掛金	8,229	買掛金	7,114
商品及び製品	1,190	短期借入金	1,037
仕掛品	344	未払金	1,661
原材料及び貯蔵品	807	未払費用	1,051
前払費用	43	未払法人税等	267
繰延税金資産	375	預り金	303
その他	1,892	役員賞与引当金	86
貸倒引当金	△3	その他	50
固定資産	33,963	固定負債	8,818
有形固定資産	15,043	長期借入金	3,894
建築物	4,758	繰延税金負債	983
構築物	308	退職給付引当金	3,852
機械装置	2,177	長期未払金	88
車両運搬具	50	負債合計	26,789
工具器具備品	1,641	純 資 産 の 部	
土地	3,602	株主資本	24,737
建設仮勘定	2,503	資本金	4,753
無形固定資産	327	資本剰余金	4,358
ソフトウェア	221	資本準備金	4,258
その他	106	その他資本剰余金	99
投資その他の資産	18,592	利益剰余金	16,104
投資有価証券	10,324	その他利益剰余金	16,104
関係会社株式	3,439	固定資産圧縮積立金	0
関係会社出資金	1,366	別途積立金	6,625
長期貸付金	3,347	繰越利益剰余金	9,478
破産債権等	0	自己株式	△478
長期前払費用	16	評価・換算差額等	5,328
その他	133	その他有価証券評価差額金	5,328
貸倒引当金	△35	純資産合計	30,065
資産合計	56,855	負債及び純資産合計	56,855

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		44,591
売 上 原 価		35,585
売 上 総 利 益		9,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,132
営 業 利 益		872
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,523	
そ の 他	122	2,646
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
為 替 差 損	10	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	
そ の 他	3	43
経 常 利 益		3,475
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	23	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	101	125
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	206	
減 損 損 失	28	234
税 引 前 当 期 純 利 益		3,366
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		541
法 人 税 等 調 整 額		△114
当 期 純 利 益		2,939

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金		
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	4,753	4,258	99	0	6,625	7,249
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△710
当期純利益						2,939
固定資産圧縮 積立金の取崩				△0		0
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	△0	—	2,229
当 期 末 残 高	4,753	4,258	99	0	6,625	9,478

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△478	22,508	4,991	27,500
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△710		△710
当期純利益		2,939		2,939
固定資産圧縮 積立金の取崩		—		—
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			336	336
当期変動額合計	△0	2,228	336	2,565
当 期 末 残 高	△478	24,737	5,328	30,065

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月 9 日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本特殊塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

日本特殊塗料株式会社 監査役会
常勤監査役 川 名 宏 一 ㊟
社外監査役 高 橋 善 樹 ㊟
社外監査役 松 藤 齊 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、収益体質の強化およびキャッシュ・フローを重視した健全な財務内容の維持により、株主の皆様への利益還元の充実を図ることを経営上の重要課題と位置付けております。

一方、当社グループの事業を取り巻く経営環境は、価格競争に加えて環境対策等の高付加価値塗料の開発競争激化、電動化をはじめとした自動車の技術革新、自動車生産の海外シフト・グローバル化の進展といった大きな変化の中にあり、当社が将来にわたり競争力を確保し、収益の向上を図るためには、新製品や新技術等への研究開発投資・設備投資、グローバルで技術力・生産力を高める海外事業への投資、さらにはその礎となる人材への投資等を積極的かつ継続的に行っていく必要があります。

したがって、利益配分につきましては、中長期的な経営計画に基づき、安定配当の維持とこのような戦略的な投資に向けた内部資金の充実を中心に据えながら、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額 399,474,432円
この結果、中間配当を含めました当期の配当は、1株につき32円
となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

以 上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内略図

会場／東京都北区王子一丁目11番1号 北とぴあ 16階
王子東武サロン 天覧の間



- JR 京 浜 東 北 線 王子駅北口下車 徒歩 3 分
- 東京メトロ南北線 王子駅下車 5 番出口 徒歩 1 分